7. In any dispute submitted to an arbitration board under Article 20 or an arbitral tribunal under Article 21, in which a Contracting Party invokes paragraph 1 or 2 of this Annex as a defence, the arbitration board or arbitral tribunal shall require the competent financial authorities of both Contracting Parties to make a determination on the issue of whether the measure by the Contracting Party which is a cause of the dispute is included in the measures referred to in such paragraph. This determination shall be binding on the arbitration board or arbitral tribunal and shall be issued within the term of ninety (90) days since the receipt of the requirement from the arbitration board or arbitral tribunal. In the case where the competent financial authorities fail to make the determination within ninety (90) days, the issue shall be resolved by the arbitration board or arbitral tribunal.

Note: For the purposes of this paragraph, the term "competent financial authorities" means:

(i) with respect to Japan, the Commissioner of the Financial Services Agency or his or her authorized representatives, who shall consider the issue in consultation with the Minister for Foreign Affairs or his or her authorized representatives; and

(ii) with respect to the Oriental Republic of Uruguay, the Minister of Economy and Finance or his or her authorized representatives and the President of the Central Bank of Uruguay or his or her authorized representatives.

8. The term "financial services" shall have the same meaning as in subparagraph 5(a) of the Annex on Financial Services of the General Agreement on Trade in Services in Annex 1B to the WTO Agreement.

最高裁規則

○最高裁判所規則第一号

裁判官の報酬以外の給与に関する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

最高裁判所

裁判官の報酬以外の給与に関する規則

（趣旨）

第一条　裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号。以下「報酬法」という。）第九条第一項の規定に基づき裁判官に対して支給する報酬以外の給与については、この規則の定めるところによる。

（初任給調整手当）

第二条　報酬法別表判事補の項五号から十二号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第四十四条の規定により任命された簡易裁判所判事で報酬法別表簡易裁判所判事の項十号から十七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事には、当分の間、初任給調整手当を支給する。

2　前項の規定により支給される初任給調整手当の月額は、別表第一の上欄に掲げる裁判官の区分に応じ、同表の下欄に定める額とする。

3　前二項の規定にかかわらず、別表第一の上欄に掲げる報酬法別表判事補の項六号から十二号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項十一号から十七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事の各区分に応じた同表の下欄に定める月額の初任給調整手当が最高裁判所の定める期間を超えて支給されることとなる判事補及び簡易裁判所判事には、その期間を超えるごとに順次上位の報酬の号に対応する月額の初任給調整手当を支給し、別表第一の上欄に掲げる報酬法別表判事補の項五号の報酬月額の報酬を受ける判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項十号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事の区分に応じた同表の下欄に定める月額の初任給調整手当が最高裁判所の定める期間を超えて支給されることとなる判事補及び簡易裁判所判事には、その期間を超える時から初任給調整手当を支給しない。

（扶養手当）

第三条　扶養手当は、扶養親族のある判事補及び報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から十七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（第三項において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、報酬法別表判事補の項一号及び二号の報酬月額の報酬を受ける判事補並びに報酬法別表簡易裁判所判事の項五号から七号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事に対しては、支給しない。

2　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその裁判官の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二　満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子

三　満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

四　満六十歳以上の父母及び祖父母

五　満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹

六　重度心身障害者

3　扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（報酬法別表判事補の項三号及び四号の報酬月額の報酬を受ける判事補並びに報酬法別表簡易裁判所判事の項八号及び九号の報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事にあっては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

4　扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5　前各項に定めるもののほか、扶養手当の支給については、一般の官吏の例による。